

*Ladybird*<sup>®</sup>

## レディバードクラブ 規約

初版 2003年5月12日

2版 2003年7月18日

3版 2005年10月3日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「レディバードクラブ」と称する。また、英文名は「Ladybird Club」とする。

(事務局)

第2条 本会は、運営の円滑化を図るため事務局を設置するものとし、本部事務局を大日本スクリーン製造株式会社（以下、MTC という）本社内におき、地区事務局を株式会社メディアテクノロジー ジャパン（以下、MTJN という）本店内及び各支店・営業所内におく。

(目的)

第3条 本会は、変革する印刷産業とその環境を見定め、多様化する情報メディアへのニーズや急速な技術革新への対応、新たな商品・市場開発、或いは他社とのコラボレーションによる協業といった様々な経営的課題解決にとって必要な情報の収集、及び交換、又は最新テクノロジーに関するセミナー等を踏まえ、会員相互の利益と業界の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 定例セミナー「Future Vision セミナー」の開催
- (2) 先進テクノロジー、及び経営に係るセミナー及び研究会の開催
- (3) 印刷業界に限らず、他産業を含めた工場見学会、展示会見学会、海外視察、情報交換会の開催
- (4) 会報誌の発行
- (5) インターネット・ホームページの開設による、情報発信及び情報の共有

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会への会員としての入会可能範囲は次のとおりとする。なお、本

規定にて単に「会員」と記載する場合は、以下の各号すべてを含むものとする。

- (1) MTC 又は MTJN の日本国内納入先企業であって、現実に MTC 及び MTJN が取り扱う商品を導入し使用している企業又は導入を検討している企業（以下、正会員という）
- (2) MTC 又は MTJN の日本国内特約販売店（以下、A 賛助会員という）
- (3) 前二項に該当する企業を除く、MTC 又は MTJN と取引のある印刷業界に関連する日本国内企業（機械メーカー、消耗品メーカーを含み、それらに限定されない）及び機関で、本会が認めた者（以下、B 賛助会員という）
- (4) MTC 及び MTJN（以下、C 賛助会員という）

#### （会員の資格）

第6条 会員資格は、前条の範囲において、法人もしくは法人を代表するものに対し与えられる。但し、会員社内において、本会の目的に適任と認められた社員に対し当該資格を付与することを制限するものではない。

#### （入会及び退会）

第7条 前条の会員資格を有する者は、本会が定める所定の入会手続きを経て会員になると共に、自己の意思により退会を希望する場合は、所定の手続きを経て退会するものとする。なお、事由の如何を問わずして会員が前二条に定める会員資格を喪失した場合は、何らの手続きを経ることなく直ちに本会における地位を失うものとする。

#### （会費）

第8条 すべての会員は、入会時に入会金として金 20,000 円を納入しなければならない。

2. 正会員、A 賛助会員並びに B 賛助会員は、年会費として金 35,000 円を納入する。但し、会員が入会を毎年 10 月 1 日以降 3 月 31 日までの間に行った場合、当該会員の入会年度の年会費に限り金 17,500 円とする。また、本会の各種行事等の費用として別途臨時会費の徴収があれば、都度それを納入する。
3. C 賛助会員は、本部理事会の協議を経た上、本会が要請する協賛金を、

納入する。

4. 会員が退会する場合、入会金は返金されない。年会費については、退会年度における退会時の残存期間分（月単位、1ヶ月に満たない日数については切り捨てる）の割合に相当する金額（例えば、9月15日に退会となった場合、残存期間は6ヶ月であり、年会費の半額が相当）を払い戻すものとする。
5. 本会が解散する場合、各会員に対し、本会が有する残余財産を払い戻す。払い戻しの割合は、解散時における正会員、A 賛助会員、並びに B 賛助会員が解散年度に支払った年会費の合計と、C 賛助会員が解散年度に支払った協賛金合計との比率によって残余財産を振り分け、C 賛助会員に属するものは C 賛助会員に払い戻され、それ以外の財産については、各会員に均等に払い戻されるものとする。

#### （グループ会社の取扱）

第9条 本会に入会を希望する企業が、自ら50%超の資本を出資し、又は実質的な経営権を掌握する子会社（以下、「グループ会社」という）を有する場合において、当該企業がグループ会社を含めて一つの正会員と取り扱われることを希望し、所定の手続きを経る場合に限り、本会はこれを認める。この場合、正会員の登録は当該企業の名前で登録され、付与される権利・義務は正会員一社に与えられるものと同じとする。

#### （A 賛助会員、B 賛助会員の支店・営業所等の取扱）

第10条 本会は、地区ブロックの活動を活性化することを目的として、A 賛助会員及び B 賛助会員の各地区に所属する支店・営業所等が単独で本会に入会を希望する場合、年会費を支払うこと、及び本会の承諾を得ることを条件として入会を認める。当該支店・営業所等の付与される権利・義務は、A 賛助会員及び B 賛助会員1社に与えられるものと同じとする。但し、第20条に定める総会における議決権は付与されない。

### 第3章 役員及び職務

#### （役員構成）

第11条 本会は、会員の意向に沿った円滑な運営を図るため、次の役員をおく。

- (1) 本部役員
  - 1) 名誉会長 1名
  - 2) 理事長 1名
  - 3) 副理事長 2名
  - 4) A 賛助会員代表 1名
  - 5) 本部理事 複数名
  - 6) 会計 1名
  - 7) 監査 2名

- (2) 地区ブロック役員 (8 ブロック共通)
  - 1) 地区代表理事 1名
  - 2) 地区代表副理事 2名
  - 3) 地区A 賛助会員代表 1名
  - 4) 地区理事 若干名
  - 5) 地区会計 1名
  - 6) 地区会計監査 1名

(本部役員の職務)

第12条 本部役員は、本部役員会を構成し、本会の事業運営にかかる重要事項を審議の上決定し、総会決議事項についてはこれを審議の上、総会にて承認を得る。

- 2. 名誉会長は、理事長に対し本会運営を統轄する上で必要な助言を行うものとし、大日本スクリーン製造株式会社を代表する者がその任に当たる。
- 3. 理事長は、本会の代表者として、会の運営を統轄する。
- 4. 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5. 本部理事は、本会の運営を任とし、かつ決定業務を執行する。
- 6. A 賛助会員代表は、A 賛助会員の意向を取りまとめ、本会の運営に反映させる。
- 7. 理事長、副理事長、及び本部理事は、本部理事会を構成し、本会の業務執行にかかる事案を審議の上、これを決定する。
- 8. 会計は、本会の予算を統轄し、業務の執行に伴う経費処理を行う。
- 9. 監査は、会計上の適正な監査を行う。

### (地区ブロック役員 of 職務)

- 第13条 地区ブロック役員は、地区ブロック役員会を構成し、地区ブロックの事業運営における重要事項を審議の上決定し、地区ブロック総会決議事項についてはこれを審議の上、地区ブロック総会にて承認を得る。
2. 地区代表理事は、地区ブロックを代表し、本部理事を兼務する。
  3. 地区代表副理事は、地区代表理事を補佐する。
  4. 地区理事は、地区代表理事が選任する役員によって構成され、地区ブロックの運営を任とし、決定業務を執行する。
  5. 地区代表理事、地区代表副理事及び地区理事は、地区ブロック理事会を構成し、本部理事会での決定業務の執行、及び各地区ブロック独自の業務執行に関する事項を審議の上、これを決定する。
  6. 地区A賛助会員代表は、地区ブロック内のA賛助会員の意向を取りまとめ、地区ブロック内における本会の運営に反映させる。
  7. 地区会計は、地区ブロックが独自に行う業務の執行に伴う経費処理を行う。
  8. 地区会計監査は、地区会計上の適正な監査を行う。

### (本部役員 of 選出と任期)

- 第14条 理事長は、地区ブロック代表理事の中から1名を選出し、総会にて承認されることにより決定し、その任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
2. 副理事長は2名とし、理事長が地区代表理事の中から選出するものとし、その任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
  3. A賛助会員代表は、理事長が地区A賛助会員代表の中から1名を選出し、任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
  4. 本部理事は、各地区ブロックの地区代表理事が担い、任期は2年とする。但し、再選を妨げない。また、理事長又は副理事長に選出された地区代表理事の地区については、当該地区副理事が本部理事としてその任に当たるものとする。但し、理事長又は副理事長が本部理事を兼務することを妨げない。
  5. 会計は、理事長の委嘱を受けた者がその任に当たるものとし、任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
  6. 監査は2名とし、理事長の委嘱を受けた者がその任に当たる。その任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

7. 理事長を除く本部役員に欠員が生じた場合、役員又は会員の中から理事長が総会の承認を得ずに選出することができる。但し、その任期は次期総会までとし、当該総会において、正式な選出の手続きを経ることとする。
8. 本条に定める本部役員の任期は、役員承認した総会を始期とし、2年後の総会を終期とする。

#### (地区ブロック役員の選出と任期)

第15条 地区ブロック役員は、当該地区に所属する会員の互選とし、地区ブロック総会で選出されることによって決定する。

2. 地区代表理事は1名とし、その任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
3. 地区代表副理事は2名とし、その任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
4. 地区A賛助会員代表は、地区代表理事が地区A賛助会員の中から1名を指名することによって選出し、任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
5. 地区会計は、地区代表理事の委嘱を受けた者がその任に当たるものとし、任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
6. 地区監査は、地区代表理事の委嘱を受けた者がその任に当たるものとし、任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
7. 次期地区ブロック役員の選出に当たっては、地区ブロック役員会、又は地区代表理事の推薦を受け、地区ブロック総会にて承認されることにより決定する。
8. 第1項に拘わらず、地区代表理事を除く地区ブロック役員に欠員が生じた場合、地区ブロック役員又は当該地区に所属する会員の中から地区代表理事が地区ブロック総会の承認を得ずに選出することができる。但し、その任期は次期地区ブロック総会までとし、当該総会において、正式な選出の手続きを経ることとする。
9. 本条に定める地区ブロック役員の任期は、役員承認した地区ブロック総会を始期とし、その2年後の地区ブロック総会を終期とする。

## 第4章 組織と運営

### (組織編成)

第16条 本会の組織構成は付則のとおりとする。

2. 本会は全国組織とするが、運営の便宜上、MTJNの全国営業拠点を基準に地方組織を地区として編成する。

### (運営機関)

第17条 本会の目的に添って事業を円滑に遂行するため、次の会議を開催する。

- (1) 本部役員会
- (2) 本部理事会
- (3) 地区ブロック役員会
- (4) 地区ブロック理事会

### (会議)

第18条 本部役員会は本部役員をもって構成され、本会の事業運営にかかる重要事項を審議の上決定し、第20条第3項に定める総会決議事項についてはこれを審議する機関であり、理事長の招集により年1回開催されるものとし、理事長が議長となる。

2. 本部理事会は、本会の業務執行にかかる事案を審議、決定する機関であり、理事長、副理事長、並びに本部理事をもって構成され、理事長の招集により随時開催され、議長は本部理事の合議によって選出するものとする。なお、本会議の運営にかかる詳細については、別途定める運営細則にて定めるとおりとする。
3. 地区ブロック役員会は地区ブロック役員をもって構成され、地区ブロックの事業運営における重要事項を審議の上決定し、第21条第3項に定める地区ブロック総会決議事項については、これを審議する機関であり、地区代表理事の招集により年1回開催されるものとし、地区代表理事が議長となる。
4. 地区ブロック理事会は、地区ブロックにおける独自の業務執行にかかる事案を審議、決定する機関であり、地区理事をもって構成され、地区代表理事の招集により随時開催されるものとし、議長は地区理事の合議によって選出されるものとする。なお、本会議の運営にかかる詳細については、別途定める運営細則にて定めるとおりとする。

(事務局の役割)

第 19 条 本部事務局は、本部役員会からの委嘱に基づき次の業務を行う。

- (1) 本会の入会金、年会費、予算の管理など、本会会計に関する業務
  - (2) 会員からの問い合わせ窓口
  - (3) 会員向け機関誌発行の実務業務、情報提供の実務業務
  - (4) 会員向け専用ホームページの管理、更新業務
  - (5) 事業企画のプランニング提案業務
  - (6) 各種会議の実施支援
  - (7) 地区事務局の支援及び連携
  - (8) 会員情報の管理
2. 地区事務局は次の業務を行う。
- (1) 地区ブロック独自の活動の支援
  - (2) 地区ブロック独自の活動における会計管理業務
  - (3) 地区ブロック所属の会員からの問い合わせ窓口
  - (4) 地区ブロック独自の事業企画提案
  - (5) 地区ブロック所属会員への情報発信業務
  - (6) 各種会議の実施支援
  - (7) 本部事務局との連携
3. 前各項に定める業務を、MTC 及び MTJN は、本部役員会の承認を得ることによって第三者に委託することができる。

## 第 5 章 総会及び会員の権利

(総会)

第 20 条 本会は、本会の意思決定の最高機関として総会を年 1 回、理事長の招集により開催する。但し、必要に応じて、理事長は臨時総会を開催することができる。

2. 総会の議長は、理事長が行う。
3. 総会における決議事項は、以下のとおりとする。
  - 1) 本部役員を選任、解任
  - 2) 事業報告、計算書類の承認
  - 3) 事業計画の承認
  - 4) 年度予算の承認

- 5) 本規約の改廃
  - 6) 本会の解散
  - 7) その他、本部役員会にて総会決議事項と判断した重要事項
4. 総会の決議方法は、総会出席会員の過半数による議決を必要とする。
  5. 本会は、円滑な事業運営を図るため、総会を本部役員会の決定に基づき第23条に定める電子投票方式による開催に代えることができる。但しその場合、本部役員会は全会員に対してその理由及び開催方式の詳細を通知しなければならない。

#### (地区ブロック総会)

- 第21条 地区ブロック独自の事業活動における意思決定の最高機関として、地区ブロック総会を、年1回、地区代表理事が当該地区ブロックに所属する会員を招集することにより開催する。但し、必要に応じて、地区代表理事は臨時地区ブロック総会を開催することができる。
2. 地区ブロック総会の議長は、地区代表理事が行う。
  3. 地区ブロック総会の決議事項は、以下のとおりとする。
    - 1) 地区ブロック役員を選任、解任
    - 2) 地区ブロック独自の事業活動報告、計算書類の承認
    - 3) 地区ブロック独自の事業計画の承認
    - 4) その他、地区ブロック役員会にて地区ブロック総会決議事項と判断した重要事項
  4. 地区ブロック総会の決議方法は、当該地区ブロック総会の出席会員の過半数による議決を必要とする。
  5. 本会は、円滑な地区ブロックにおける事業運営を図るため、地区ブロック総会を地区ブロック役員会の決定に基づき第23条に定める電子投票方式による開催に代えることができる。但しその場合、地区ブロック役員会は当該地区ブロックに所属する全会員に対してその理由及び開催方式の詳細を通知しなければならない。

#### (会員の権利)

- 第22条 会員は総会及び自らが所属する地区ブロック総会において、本会入会によって各自一議決権のみを有する。
2. 会員は、代理人により自らの議決権を行使することができる。このとき、代理人は、本会に委任状を提出しなければならない。

3. 本会は、会員の議決権行使を容易にし、かつ会員の意思を総会決議に反映させるために、書面又は次条に定める電子投票方式による投票を認めるものとする。

(電子投票による議決権行使)

第23条 理事長は、本部役員会における審議を踏まえた上、会員の議決権行使の手段としてインターネットを利用した電子投票を選択することができる。なお、その詳細な手続きについては別途細則にて定めるものとし、本会の運営上本部役員会が必要と判断した場合は、第20条及び第21条に定める総会及び地区ブロック総会の開催を待たずして決議事項を議決することができるものとする。この場合、会員は議決権を行使したものとみなされ、投票結果に従って直ちに決議事項を決定することができるものとする。

## 第6章 会計

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第7章 補則

(特別委員会)

第25条 本会は、事案の円滑な遂行を図るために、特別に委員会を設けることができる。

2. 特別委員会の組織及び運営に関して、必要な事項は本部役員会が定める。

(会員情報の取扱)

第26条 会員が本会に入会手続きを行う際に本会に届け出た会員を特定できる情報（個人情報保護法に定める個人情報に該当する情報を含む。以下、会員情報という）は、本部事務局のデータベースに登録され、その情報は本会の所有するものとし、本部事務局がこれを一元的に管理する。

2. 本会は、登録された会員情報を、本会の事業運営に必要な範囲でのみ利用するものとし、会員識別が可能な状態で第三者に開示及び提供をしないものとする。但し、事務局業務を行う MTC、MTJN 並びに第 17 条第 3 項に基づき業務を委託する第三者（以下、委託先という）はその限りではなく、必要な範囲においてのみ当該情報を開示するものとする。このとき、MTC 及び MTJN は、自ら及び委託先が当該情報を第三者に開示・提供しないよう管理を徹底し、その情報管理については MTC 及び MTJN が責を負うものとする。

（規定に記載のない事案）

第 27 条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は本部役員会の承認を経て、理事長が定めるものとする。

（初年度の役員）

第 28 条 本会の初年度に限り、本部役員及び地区ブロック役員は、本会の設立発起人が選出したものがその任に当たり、設立総会においてこれを正式に承認するものとする。この場合、各役員任期は 2 年後の総会までとする。

（細則）

第 29 条 本会は、必要に応じて本会の運営に関する細則を別に定めるものとし、その制定及び改廃は本部理事会の承認を経て、理事長が定めるものとする。

（施行）

第 30 条 本規約は、本会の設立発起人及び初年度の本部役員が開催する設立役員会の承認があった日から施行する。

## 付 則

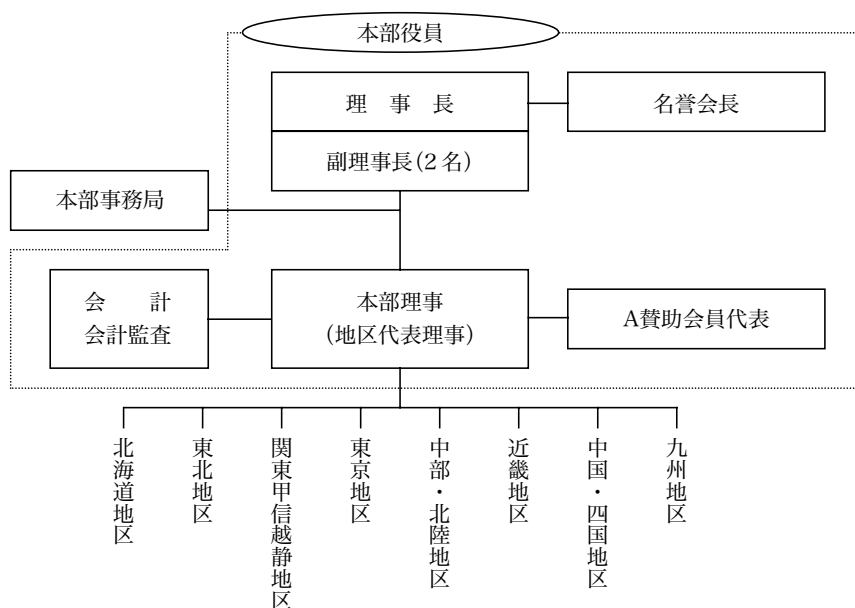
1. 地区ブロック組織は次の 8 地区とする。また、各地区の運営を円滑に行うため、MTJN の当該支店、営業所に地区事務局を置く。但し、各地区を構成する会員の入会状況、各地区ブロック組織の構成状況、並びに各地区の事業計画等を勘案し、本部理事会の判断により地区を統

合するなど弾力的な運営を行うことができるものとする。

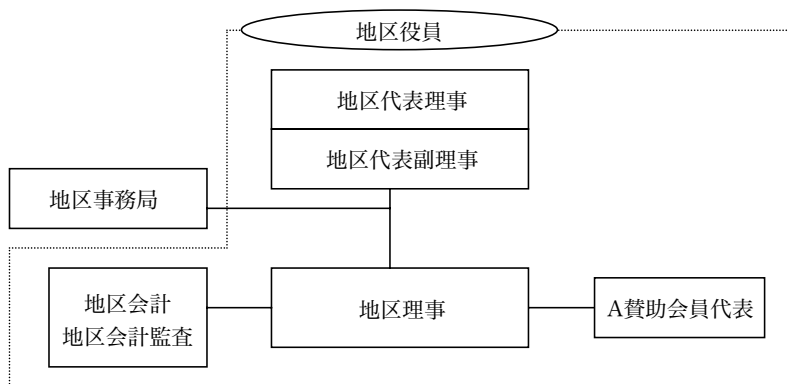
- 1) 北海道地区
- 2) 東北地区
- 3) 関東甲信越静地区
- 4) 東京地区
- 5) 中部・北陸地区
- 6) 近畿地区
- 7) 中国・四国地区
- 8) 九州地区

2. 本会組織、及び地区ブロック組織は以下のような構成となる。

● 本会組織



● 地区ブロック組織



3. 本部事務局の住所は次のとおりとする。  
京都市上京区堀川通り寺之内上る4丁目天神北町1番地の1  
大日本スクリーン製造株式会社  
メディアテクノロジーカンパニー内
4. 本会の発足日は、2003年4月1日とする。

以上

## 本部理事会 運営細則

本細則は、レディバードクラブ規約第 18 条第 2 項の定めに従い、本部理事会(以下、本会議という)の運営に関する詳細事項を定める。

第 1 条 本会議は、理事長、副理事長、並びに本部理事によって構成され、理事長による招集により随時開催することができる。なお、本部事務局は本会議の開催及び議事運営を補佐する。

第 2 条 本会議の開催目的は、業務執行にかかる事案を審議の上、決定することとする。

第 3 条 本会議の議長は、本部理事の合議によって選出の上決定する。

第 4 条 本部事務局は、本会議における議案を策定し、本会議の招集通知とともに出席者全員に配布する。

第 5 条 理事長を除く本会議の構成員は、委任状を提出し、理事長が承認することをもって代理の者を出席させ、または自らの決議する権利を議長に一任することができるものとする。

第 6 条 本会議における議案の決定方法は、出席者の多数決とする。但し、出席者が本部理事会構成員数の 5 割に満たない場合は、参考意見として取り扱い、理事長が副理事長及び本部事務局と協議の上、これを本会議の決議として承認することができる。

第 7 条 本会議は、議案を郵送、ファックス、または電子メール等にて本会議の全構成員に送付し、その回答(インターネットによる電子投票を含む)の集計をもって決議に代えることができるものとし、本部事務局が理事長の承認を得た上、これを実施するものとする。

第 8 条 本細則の改定は、本部事務局が本部役員会の承認をもって行うものとする。

以上

## 地区ブロック理事会 運営細則

本細則は、レディバードクラブ規約第 18 条第 4 項の定めに従い、地区ブロック理事会（以下、本会議という）の運営に関する詳細事項を定める。

第 1 条 本会議は、地区代表理事、地区代表副理事、並びに地区理事によって構成され、地区代表理事による招集により随時開催することができる。なお、地区ブロック事務局は本会議の開催及び議事運営を補佐する。

第 2 条 本会議の開催目的は、地区ブロックにおける独自の業務執行にかかる事案を審議の上、決定することとする。

第 3 条 本会議の議長は、地区理事の合議によって選出の上決定する。

第 4 条 地区ブロック事務局は、本会議における議案を策定し、本会議の招集通知とともに出席者全員に配布する。

第 5 条 地区代表理事を除く本会議の構成員は、委任状を提出し、地区代表理事が承認することをもって代理の者を出席させ、又は自らの決議する権利を議長に一任することができるものとする。

第 6 条 本会議における議案の決定方法は、出席者の多数決とする。但し、出席者が地区ブロック理事会構成員数の 5 割に満たない場合は、参考意見として取り扱い、地区代表理事が地区代表副理事及び地区ブロック事務局と協議の上、これを本会議の決議として承認することができる。

第 7 条 本会議は、議案を郵送、ファックス、または電子メール等にて本会議の全構成員に送付し、その回答（インターネットによる電子投票を含む）の集計をもって決議に代えることができるものとし、地区ブロック事務局が地区代表理事の承認を得た上、これを実施するものとする。

第 8 条 本細則の改定は、地区ブロック事務局が地区ブロック役員会の承認をもって行うものとする。

以上

## 電子投票方式による議決権行使にかかる運用細則

本細則は、レディバードクラブ規約（以下、「規約」という）第23条の定めに従い、会員の議決権行使の手段としてインターネットを利用した電子投票方式にかかる運用の詳細事項を定める。

第1条 理事長が、規約第23条に基づき議決権行使の手段として電子投票方式を採択した場合、本会は全会員に対しその理由と権利行使可能範囲、議決対象となる議案内容、並びに投票可能期間を遅滞なく書面にて通知し、または本会の公式ホームページに告知しなければならない。

第2条 本会は、電子投票方式を採択した場合であっても書面の郵送による投票方式を合わせて実施しなければならない、その利用の選択は会員の自由とする。

第3条 本会が電子投票方式を採択した場合、投票可能期間に限った専用サイトを設定し、当該サイトのアドレスを全会員に書面にて通知し、または本会の公式ホームページにて告知しなければならない。

第4条 本会は、会員以外の者のなりすましによる行使を防止するため、個々の会員個別にパスワードを設定し、必ず当該パスワードを通じてのみ投票できるよう、セキュリティの確保につとめなければならない。但し、会員に通知された個々のパスワードの管理については会員の負担とし、事由の如何に拘わらず、本会はパスワードを利用して投票を行ったものが会員本人であるものとみなす。

第5条 会員は、投票可能期間において個々の議案ごとに1度だけ投票できるものとする。

第6条 会員が、投票可能期間において電子投票と書面の郵送による投票の両方を行行使した場合、本会は電子投票方式にて行われた投票を優先して採用するものとする。

第7条 会員が電子投票方式による投票を選択した場合、通信にかかる料金等

の費用は会員が自ら負担するものとする。

第8条 会員が郵送による投票を選択した場合、郵送にかかる料金等の費用は会員が自ら負担するものとする。

第9条 電子投票方式および書面の郵送方式のいずれも、その運用は本部事務局がこれを担当し、管理する。

第10条 本細則の改定は、本部事務局が本部役員会の承認をもって行うものとする。

以上

## レディバードクラブにおける会員情報の管理規定

レディバードクラブ（以下、「本会」という）は、本会規約第28条に定める細則として、会員情報の取扱及び管理にかかる規定を、次のとおり定める。

（定義）

第1条 本規定における「会員情報」とは、本会に所属する会員が本会への入会及び事業活動の中で本会に対して提供した情報、及び本会への入会・登録に伴って新たに発生した情報をいい、当該会員の役員、従業員等の個人を特定できる情報（以下、個人情報という）、当該会員の営業上及び技術上の情報、並びに会員番号、会員パスワード等の情報を含むものとする。

（会員情報の帰属）

第2条 会員情報は、本会が所有し、その管理を本部事務局に委託する。本部事務局は、自らが管掌するデータベースに登録するなど一元的な管理を行う。

#### (会員情報の取得)

第3条 本会は、会員情報の取得の際、第4条に定める利用目的を会員に通知し、または容易に知り得る状態におき、承諾を得るものとする。なお、当該利用目的とは異なる利用を予定する場合は、取得の際に別途書面にて通知の上、会員に承諾を得なければならない。

#### (会員情報の利用目的)

第4条 本会は、会員情報を以下の各号に定める利用目的の範囲で利用する。なお、本規定が発効する以前より本会が所有する会員情報の利用目的も同様とする。

- (1) 本会の総会、地区ブロック総会にかかる案内、通知を行うため
- (2) 本会の事業執行にかかる情報の案内を行うため
- (3) 会報誌「Bird's-eye」または各種ダイレクトメールの送付を行うため
- (4) メールマガジンなどの電子媒体を通じた情報を配信するため
- (5) 各種催事の情報及び案内を通知するため
- (6) 個人情報によって特定される本人であることまたは本人の代理人であることを確認するため
- (7) 本会の入会金、年会費等の手続を行うため
- (8) アンケート活動及びその分析を行うため
- (9) 会員相互の情報交換を促進する活動を行うため
- (10) 会員情報管理を行うため
- (11) その他、本会が事業執行のために必要として本部役員会にて決定された業務を行うため

#### (会員情報の目的外利用)

第5条 本会は、会員情報を第4条に定める目的以外に利用してはならない。目的外利用が必要な場合は、都度当該会員情報の提供主である会員に書面による承諾を得なければならない。

#### (守秘義務)

第6条 本会は、会員情報を経済的価値のある、また法的保護の対象となる情報であることを深く認識し、個々の会員及び第三者に開示、提供、及び漏洩等を一切行わないものとする。但し、第4条に定める利用目的を遂行

するために開示、提供する場合、及び第7条に定める会員の請求の場合はこの限りではない。

2. 前項の定めを確保するため、会員情報の漏洩、破壊、改ざん、不正アクセス等が発生しないよう、合理的な安全対策を講じるものとする。

(会員情報に対する会員の権利)

第7条 会員は、本会对し、自ら提供した会員情報に限り、開示、提供、修正、利用停止等の請求を行うことができるものとし、その請求方法は本部事務局が定める手続に従うものとする。

2. 前項に定める請求を受理した場合、本会はその請求内容に従い適切な対応をしなければならない。但し、次の各号に定める場合はこの限りではなく、当該請求を拒否することができる。

- (1) 本人確認ができない場合
- (2) 所定の請求手続に不備がある場合
- (3) 開示等の要請対象が「会員情報」に該当しない場合
- (4) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- (5) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れのある場合

(会員情報の問い合わせ窓口)

第8条 本会は、会員情報の問い合わせ窓口を本会の本部事務局とする。

(発効日)

第9条 本規定は2005年4月22日より発効する。

(本規定の改定)

第10条 本規定の改定は本部事務局が行い、本部理事会の承認をもって理事長が定める。

以上